

令和2年11月20日

滝上町長 長屋 栄一様

滝上町農産品加工研究センター運営委員会
委員長 長屋 辰之介

滝上町農産品加工研究センター運営委員会の審議結果について（報告）

本委員会は、滝上町農産品加工研究センター設置条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和2年7月15日設置され、滝上町農産品加工研究センター（以下「研究センター」という。）における運営に関する事項等について審議を重ねた結果、以下のとおりの結論に達しましたので、報告します。

記

研究センターの運営等に関する事項について、本運営委員から意見のまとめを報告する。

1. 使用料の改定について

- (1) 条例第5条に規定する使用料については、平成16年12月30日の改正を最後に見直しがされておらず、その間、電気料などの諸経費の値上げに加え、消費税が二度増税されるなど維持経費が大幅に高騰している状況であることから、一律消費税10%相当分の使用料を上げることが望ましい。
- (2) 竹の子BIN詰め加工については、開設当初は6,000本程の処理本数があり、研究センターの処理能力をオーバーするような稼働状況であったことから、平成8年度の有料化の際に一定の利用制限をかけるための方策として、条例第5条別表中の備考のとおり、加算額が設定された。

しかしながら、ここ数年の竹の子処理本数は、500本程度に留まっており、加算額設定時との状況に乖離が見られることから、廃止することが望ましい。

2. 経費削減策について

使用料の改定にあわせ、運営における経費削減策も必要と考える。

- (1) 研究センターに職員が常駐していない現状を考えると、電話については不要と判断し、全ての連絡先を滝上町役場とすることによって、通信料を削減することが望ましい。
- (2) 研究センターで、徴収している使用料等については、すべて役場で徴収することとし、これにより、納付書発行経費（印刷製本費）の削減を図ることが望ましい。

(3) 研究センターで、利用者が使用しているスモークチップや燻煙庫洗剤等の消耗品及び原材料の負担については、営利目的で施設を利用する場合に限り、自己負担してもらいうことが望ましい。

3. 機械設備の更新計画について

- (1) 研究センターで保有している機械設備については、定期的なメンテナンス作業を中心に行い、長寿命化を図ることが望ましい。
- (2) 食品衛生法が改正され、令和2年6月1日から施設基準が大幅に変更されたことにより、畜産加工室内の仕切りカーテンの設置など、早急に法改正に対応した施設整備を行うことが望ましい。
- (3) 経年劣化等により故障し、整備が困難となっている機械設備については、処分することが望ましい。

4. 今後の運営方針について

条例第1条に規定する施設設置目的については、「地場農畜産物等の付加価値を高めるため、加工技術の研究開発を進め、もつて地域産業の振興と豊かな農村生活の確立に寄与すること」として、地場農畜産品を活用した商品の研究開発を主として運営されてきたところであるが、施設利用者の多くが営利目的として利用していることからも、施設設置目的を見直すとともに、より多くの方々が利用できるよう運営に努めることが望まれる。

<具体的な取組>

- (1) 農畜産品生産者のみならず、多くの町民等の利用を促進するため、積極的にイベント・広報活動を実施する。
- (2) 施設の開館時間及び休館日については、これまで同様に柔軟に対応する。
- (3) 研究センターを使用できる者については、町外からの利用にあたっても、町内者の同伴をもって利用可能とする。